

I 地域づくり・まちづくりの応援

1 地域・まちの成長基盤の整備

（1）都市再生・まち再生促進税制の延長及び拡充（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）

「活力の源泉」である都市の再生に資する民間都市開発事業の推進により、国際競争力・成長力の強化を図るとともに、経済の好転を地方部に波及させていくため、以下の措置を講ずる。

1. 都市再生緊急整備地域における認定民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)に係る特例措置（都市再生促進税制）を2年延長する。

①認定事業者に対する措置

- 所得税・法人税 : 割増償却5年間50%
- 登録免許税 : 軽減税率3/1,000（建物保存登記）
- 不動産取得税 : 課税標準1/5控除（土地、建物）
- 固定資産税・都市計画税 : 課税標準5年間1/2（公共施設等）

②地区内残留者・地区外転出者に対する措置

- 所得税 : 課税繰延100%（地区内残留者）
80%（地区外転出者）
軽減税率2,000万円以下10%
- 法人税 : 課税繰延80%
5%追加課税（法人重課）の適用除外
- 個人住民税 : 軽減税率2,000万円以下4%

2. 都市再生整備計画（まちづくり交付金の計画）の区域における認定民間都市再生整備事業計画(国土交通大臣認定)に係る特例措置（まち再生促進税制）を拡充のうえ2年延長する。

（延長）

①認定事業者に対する措置

- 所得税・法人税 : 割増償却5年間50%
- 登録免許税 : 軽減税率8/1,000（土地移転登記）
3/1,000（建物保存登記）
- 不動産取得税 : 課税標準1/5控除（土地、建物）

②地区内残留者に対する措置

- 登録免許税 : 軽減税率8/1,000（平成19年度認定事業）
10/1,000（平成20年度認定事業）
（土地移転登記）
- 不動産取得税 : 課税標準1/5控除（土地、建物）

③地区外転出者に対する措置

- 不動産取得税 : 課税標準1/5控除（土地、建物）

（拡充）

- 不動産取得税 : 特例対象に合同会社を追加

民間の活力を中心とした都市再生	公共施設整備と民間活力の連携による全国都市再生
都市再生緊急整備地域（地域整備方針） [64地域 6,567ha]	まちづくり交付金の計画区域 [1,100地区 226,521ha]
大臣認定 民間都市再生事業計画	大臣認定 民間都市再生整備事業計画
○民都機構の金融支援 ……無利子貸付、出資・社債等取得、債務保証 ○税制特例（都市再生促進税制）	○民都機構の金融支援 ……出資 ○税制特例（まち再生促進税制）

○認定民間都市再生事業の例



【東京ミッドタウンプロジェクト】



【高松丸亀町商店街民間都市再生事業】



【仙台共同ビル計画】

○認定民間都市再生整備事業の例

3. 多様な主体によるまちづくり活動を促進するため、市町村長が「都市再生整備推進法人（仮称）」として指定した民法第34条の規定により設立された法人に対して土地等を譲渡した者に係る特例措置を創設する。

- 所得税 : 1,500万円特別控除
軽減税率2,000万円以下10%
- 法人税 : 1,500万円特別控除
5%追加課税（法人重課）の適用除外
- 個人住民税 : 軽減税率2,000万円以下4%

（2）認定事業用地適正化計画の事業用区域内にある土地等の交換等の特例措置の延長（所得税、法人税、不動産取得税）

土地の有効利用の促進を図るため、民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく認定事業用地適正化計画に係る特例措置を2年延長する。

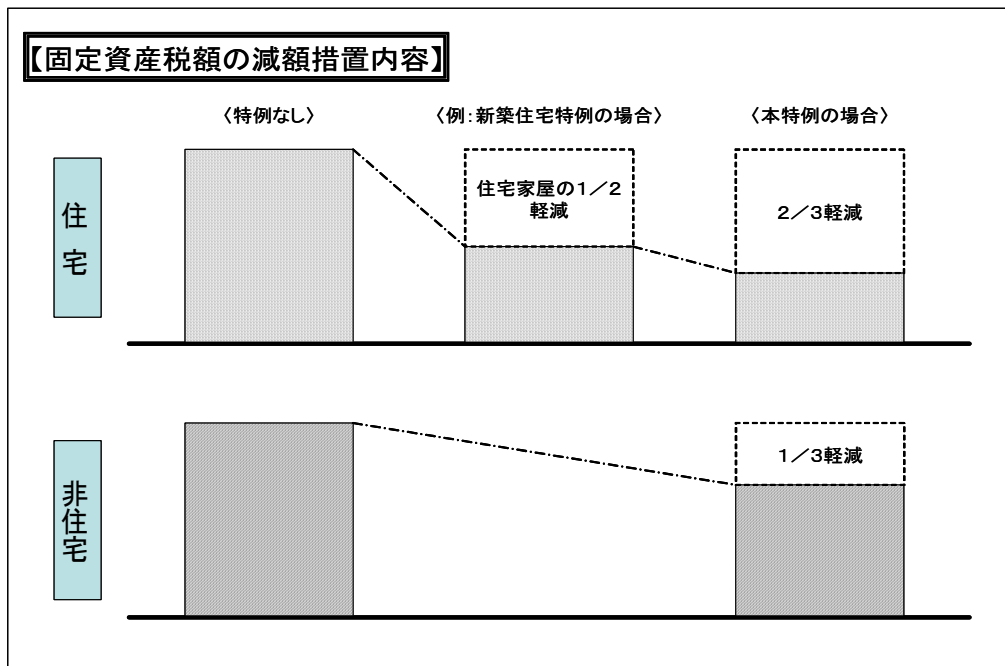


- 所得税・法人税
事業用地の隣接土地等に係る交換・譲渡の場合の100%課税繰延べ
- 不動産取得税
隣接土地の所有者が、認定事業者が所有する事業用地の区域外の土地を交換により取得した場合、課税標準1/10控除

※特例措置の適用対象となる区域から、首都圏整備法の既成市街地、近畿圏整備法の既成都市区域及び中部圏開発整備法の都市整備区域を除外。

（３）市街地再開発事業における特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税）

1. 市街地再開発事業により建築された施設建築物に係る特例措置について、適用対象から住宅の用に供する部分を除外したうえ2年延長する。
○所得税・法人税：割増償却5年間10%
2. 市街地再開発事業の施行により従前の権利者に対して与えられる一定の床面積の施設建築物（権利床）に係る特例措置を2年延長する。
○固定資産税：住宅床2／3、非住宅床1／3を減額（新築後5年間）



（４）自動二輪車用の駐車場の整備促進のための特例措置の創設（不動産取得税、固定資産税）

自動二輪車駐車場の整備を促進するため、駐車場整備地区において市町村が定める駐車場整備計画に「主要な路外駐車場」と位置づけられた一定の届出駐車場を新設する場合について、以下の特例措置を創設する。

- 不動産取得税：課税標準1／6控除（家屋）
- 固定資産税：課税標準3年間7／8（家屋）

（５） 関西文化学術研究都市建設促進法に係る特例措置の延長（法人税、不動産取得税、固定資産税、事業所税）

関西文化学術研究都市建設促進法に基づく関西文化学術研究都市の建設促進を図るため文化学術研究施設等の整備に係る課税の特例措置を2年延長する。

1. 文化学術研究施設

- 法人税：特別償却 機械・装置：20%、建物・附属設備：10%
- 事業所税：資産割 課税標準5年間1/2控除

2. 文化学術研究交流施設

- 不動産取得税：課税標準1/2控除（家屋）、税額1/2減額（敷地）
- 固定資産税：課税標準5年間1/2（家屋）

（６） 半島振興対策実施地域に係る特例措置の延長及び拡充（所得税、法人税）
（７） 離島振興対策実施地域に係る特例措置の延長及び拡充（所得税、法人税）
（８） 奄美群島の振興に係る特例措置の延長及び拡充（所得税、法人税）

地域の活性化を図るため、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域及び奄美群島における特例措置を拡充のうえ2年延長する。

（延長）

製造業、旅館業（過疎に類する地区のみ）、農林水産物等販売業（離島、奄美のみ）の用に供する設備

- 所得税・法人税：特別償却 機械・装置：10%、建物・附属設備：6%

（拡充）

取得価額要件を2,500万円超から2,000万円超に引き下げる。

Ⅱ 安全・安心基盤の確立

（１）市街地再開発事業の施行区域要件の緩和に伴う特例措置の拡充（所得税、法人税、登録免許税、個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税）

第二種市街地再開発事業の面積要件（原則0.5ha以上）の緩和（防災再開発促進地区にあっては、0.2ha以上）後においても、現在の特例を引き続き適用する。

○所得税・法人税

- ・管理処分により権利床等を取得した場合における従前資産の譲渡がなかったものとみなす特例
- ・第二種市街地再開発事業の用に供するために資産を買い取られた場合における代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除の特例
- ・第二種市街地再開発事業の用に供するために資産を買い取られた者に対する代替資産に充てるために、土地等が施行者に買い取られた場合の1,500万円特別控除の特例

等

○不動産取得税

- ・収用することができる事業のために土地等が買い取られ、代替資産を取得した場合の従前資産価額相当額を価額から控除する特例
- ・被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等の特例

等

Ⅲ 豊かな生活環境の創造

1 環境対策の推進

(1) 都市の緑の保全、緑化の推進のための特例措置の延長及び拡充（固定資産税）

ヒートアイランド現象の緩和等に重要な役割を果たす都市の緑を確保するため、認定緑化施設（市町村の認定を受けた民間事業者が敷地内で設置する屋上緑化施設など）に係る特例措置を拡充のうえ2年延長する。

○固定資産税

緑化重点地区 ^{※1} 内の認定緑化施設 （建築物の敷地面積 1,000㎡以上→500㎡以上 ） 拡充	課税標準5年間1／2
緑化地域等 ^{※2} 内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のない建築物に設ける場合〕	
緑化地域等 ^{※2} 内の認定緑化施設（300㎡以上） 〔緑化義務のある建築物に設ける場合〕	課税標準5年間1／3 （義務履行に必要な最低限度部分を除く）

※1：地区計画等緑化率条例による制限を受ける地域を除く

※2：緑化地域等：緑化地域及び地区計画等緑化率条例による制限を受ける地域



なんばパークス(大阪府大阪市)



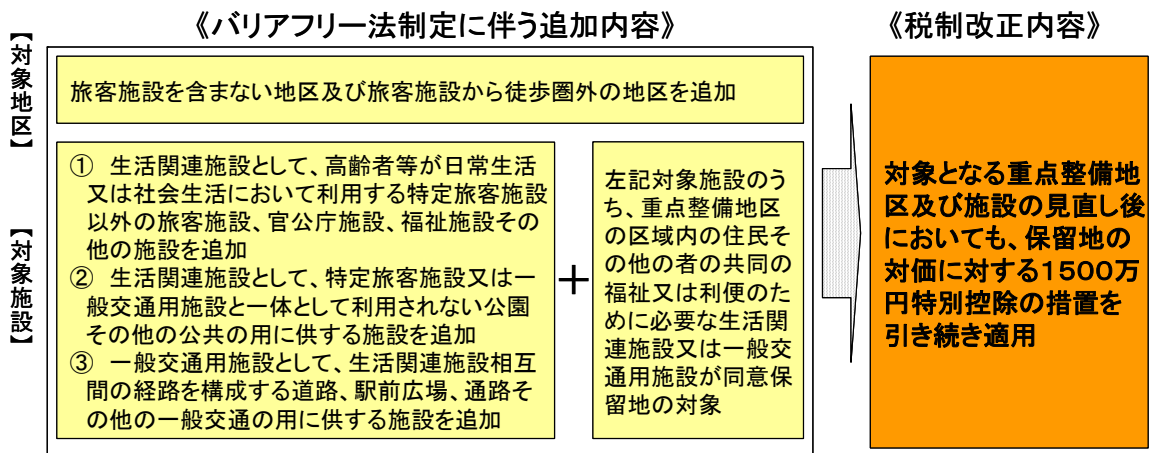
六本木ヒルズ（東京都港区）

認定緑化施設の例

2 バリアフリー化の促進

(1) バリアフリー法における重点整備地区での土地区画整理事業に係る特例措置の拡充（所得税、法人税、個人住民税）

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、適用対象に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の重点整備地区において土地区画整理事業が施行された場合に、換地処分により同意保留地制度における一定の生活関連施設又は一般交通用施設を設置する保留地に対応する部分の譲渡があったときを加える。



VI その他

- 過疎地域に係る特例措置の2年延長及び拡充（所得税、法人税）
- 山村振興法に基づく認定法人が実施する保全事業等の用に供する機械等に係る特例措置の2年延長（法人税）